

◎外国人との共生を目指して

西田恵子

1 神奈川県社協における在住外国人生活支援関連事業の経過

「住民参加でつくる福祉社会かながわ」を標榜し、神奈川県社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会を社協と略）は一九九二年策定の第二次活動推進計画に基づいて事業展開を図っている。計画は、「高齢社会への対応を中心課題とし、市町村を実施主体としてすむ社会福祉の方向をふまえた指針」として描かれているが、そこには、「人権尊重とノーマライゼーションの理念に基づき、一人ひとりの生涯にわたる生活を総合的に支えるしくみを、地域を基盤に、住民の主眼的参加を基礎とした公私協働の実践を通じてつくる」ことを地域福祉の目標に据えている。

在住外国人の生活支援は、まさにこの計画に位置づけられたもので、新たな福祉ニーズへの対応をはじめとした県域課題への対応の一環ととらえられる。「自立した地域生活の確保と社会参加の促進」のひとつとして示されているのである。

そもそものはじめは、一九九二年の「外国籍県民福祉マニュアル」の作成であった。

加藤彰彦横浜市立大学教授をはじめ、福祉事務所ケースワーカー、民生委員、ボランティア、MSW（メデイカルソーシャルワーカー）、難民相談員、NGO、市社協職員の方々が作成委員会のメンバーとなり、実際に地域で起きていたさまざまな生活問題や実践課題を持ち寄りながら、福祉・保険制度をいかに活用するかを知恵を集約した。特筆すべきはこの作業を通じて、地域における三つの課題が明らかになったことである。第一に、外国人の生活問題は、言語の問題だけでなく、子育て、学校教育、医療、近隣との付き合い、住宅問題等の面でも比重が高いこと。第二に、外国人登録や在留許可の問題が解決されていない外国人を受け止める相談機関が確立されていないこと。第三に、外国人問題の内容を点検していくと、日本人自身の社会福祉制度における矛盾や欠陥に重ねてとらえることができ、日本における制度・システムの変革を促すものだということ。

これらの課題は、「日本人が外国人の生活実態を理解し、同じ地域に暮らす隣人として各々の文化や生活問題等を共有化する社会づくり、地域づくりをめざす」（加藤教授）こととして、神奈川県における地域福祉実践のさらなる取組目標に据えられることとなったのである。

表一 対象分類表

	アンケート調査			ヒアリング調査
	配布数	回収数	回収率	
1 中国帰国者とその家族等	60	33	55%	4
2 インドシナ定住難民	50	26	52%	5
3 中南米からの日系人	120	70	59%	5
4 日本人の配偶者	70	50	72%	3
5 研修生	10	2		
6 留学生	25	15	54%	1
7 就学生	15	5		
8 就労	10	10		
9 興行ビザ	10	6	60%	—
10 オーバースティ等	130	118	91%	10
総数	500	335	67%	28

1 神奈川県社協における在住外国人生活支援関連事業の経過
 2 「在住外国人生活実態調査」の位置づけ
 3 「在住外国人生活実態調査」の概要
 4 在住外国人生活支援方策及び今後の課題

2 「在住外国人生活実態調査」の位置づけ

以上の提起をふまえ、神奈川県社協はあらためて一九九三年に「在住外国人生活支援方策策定委員会」を設置し、さまざまな問題の解決策を検討することとなった。そのメンバーは、引き続き、地域で実践を積み上げている方々により構成され、強力な問題意識及びアイデアが投入された。

在住外国人の生活支援のあり方を探るべく組織された本委員会であったが、その運営の仕方のひとつの留意事項があった。支援している側からの問題提起や一方的な支援策の立案だけでは、視点に偏りが生じるのではないかと意識することである。当事者、外国人自身の声を反映させることの重要性であった。そこで、「さまざまな在住外国人とかわつての社会福祉の現場の実際の取り組みの中から明らかになった生活問題を整理し、そこから導き出された課題や支援方法を、在住外国人の生の声に裏付けられた方策とし、人権と地域生活の保障の視点から策定・普及すること」が方針として確認された。

「在住外国人の生活実態調査」は、その方針に基づき企画・実施されたものである。

なおオールドカマー・ニューカマー、国籍・民族、来日目的、日本での在住（滞在）期間他、さまざまに違う人々を一括りに「在住外国人」ととらえることには無理があるが、神奈川県における在住外国人の生活支援のあり方を検討するためにはまず、その区別を越えて、人間としてのさまざまな権利侵害の現実をつ

かんでおく必要があった。そのため、特定の国籍・民族・在留資格・来日目的等を限らず、神奈川県における生活実態とその問題が明らかになっていないニューカマーを中心に、なるべく広範な対象設定を行い実施することと判断された。

先述のように、この調査は具体的な取り組みの裏付けとしての基本データ収集を目的としたため、どのような問題を取り上げ、何について明確化していく必要があるか、十分なマトリクスを描くことが必要であった。そのため、外国人の生活を支援している団体、ボランティア、当事者自身の参加を得ながら検討を進め、質問項目を設定した。

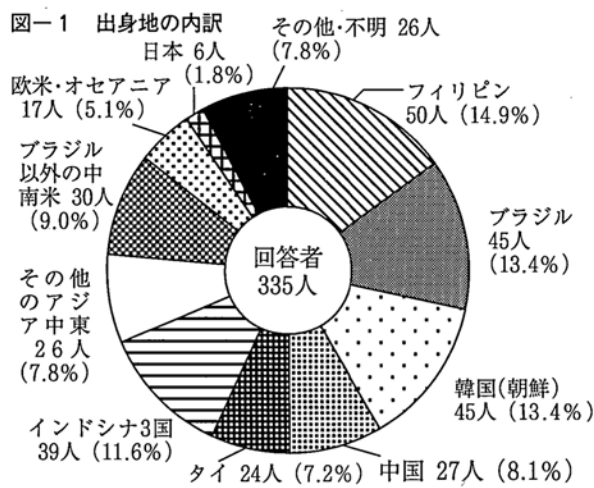
そして調査目的として、①さまざまな生活上の困難や権利侵害などの実態をふまえ、基本的な生活に関する社会的保障や権利が十分でない（認められていない）点を明確にする、②差別意識や排外的な意識など、在住外国人をとりまく地域住民の問題点を明らかにする、③共生の社会づくりに向けた「県民運動」をいかにつくっていくか。また、その必要性を裏付ける課題を明らかにする、④以上をふまえ、共生の社会づくりに向けた具体的な取り組み方、及び生活問題解決のための方策策定のためのデータ（根拠）を把握する、の四つを掲げた。

3 「在住外国人生活実態調査」の概要

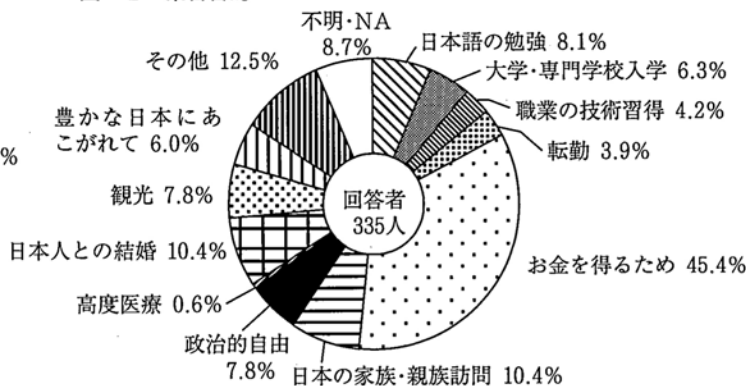
対象は県内に在住・在勤・在学の二十歳以上の外国人で、在留資格別にサンプリングを行い、サンプリング基準を母集団として抽出

した。結果として、中国帰国者、インドシナ難民、中南米からの日系人、日本人の配偶者、研修生、留学生、就学生、就労、興行ビザ、オーバーステイ等十のサンプリング基準から、五百ケースのアンケート調査と、二十八ケースのヒアリング調査が行われ、アンケート調査については三百三十五人（六七％）の回答を得た（表一）。

出身地はニューカマーを対象としたため、フィリピン五十人（一四・九％）、ブラジル四十五人（一三・四％）、韓国（朝鮮）四十五人（一三・四％）、インドシナ三国三十九人（一一・六％）、ブラジル以外の中南米三十人（九・〇％）、中国二十七人（八・一％）などとなっている（図一）。性別はほぼ同数で、わずかに男性が上回っている。年齢は、三十代三三・七％、二十代三二・九％が中心で、これは来日目的とも密接に結び付いてい



図二 来日目的



図三 今後の滞日予定

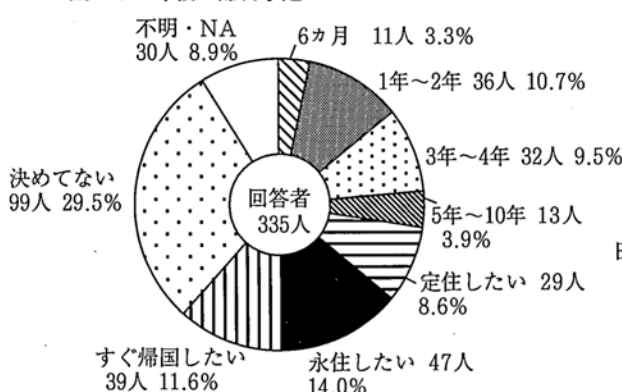


表-2 在留資格

	回答数	%
技術	4	1.2
企業内転勤	1	0.3
興行	5	1.5
技能	8	2.4
短期滞在	52	15.5
留学	15	4.5
就学	5	1.5
研修	2	0.6
家族滞在	6	1.8
特定活動	1	0.3
永住者	35	10.4
日本人の配偶者等	56	16.7
永住者の配偶者等	3	0.9
定住者	34	10.1
日本国籍	30	9.0
※その他	40	11.9
不明・NA	38	11.4
合計	335	100.0
※その他の内訳		
オーバーステータ	5	
不熟練労働	1	
未回答	34	
合計	40	

る。来日目的は「お金を得るため」が四五・四％と第一位を占め、二位の「日本人との結婚」「日本の家族・親族訪問」一〇・四％を大きく引き離している(図-2)。在留資格は(表-2)のとおりである。また、滞日期間は「一年～三年未満」が二八・一％、「三年～五年未満」二四・五％、さらに「一年未満」を加えると六四・〇％の人が五年未満の滞日となる。今後の滞日予定は、「決めてない」が最も多い(図-3)。

なお、調査時点は一九九四年一月だが、一九九四年六月末現在の神奈川県における外国人登録者数は百四十三万、十万一千三百七十二人である。

以下、概略を紹介する。

①「ことば」の問題ー日本語

当初、日本における生活しづらさの大きな要因ととらえていた日本語だが、「日本語が

どのくらい話せるか」という質問には、「日常会話程度はでき普段は困らない」四一・二％、「あいさつや買物時の単語くらいは話せ

図-4 日本語での会話

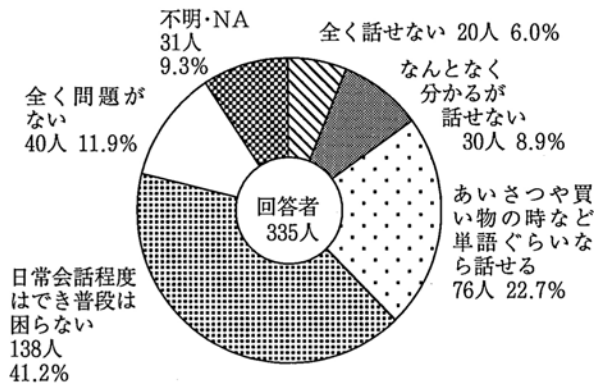


表-3 現在働いている全職種(複数回答、230人=100%)

	回答数	%
建設・土木工事	32	13.9
事務員	21	9.1
プレス・溶接工	17	7.4
専門技術職	14	6.1
皿洗い・外食業雑役・旅館賄い	13	5.7
語学教師	13	5.7
ビル等の清掃員	9	3.9
荷役・積み降ろし	7	3.0
ペンキ工	6	2.6
調理員(コック)	6	2.6
ウェイトレス・ウェイター	6	2.6
経営・自営業	6	2.6
通訳・ガイド	6	2.6
ホステス・ホスト	5	2.2
芸能関係	3	1.3
店員	2	0.9
配達員	1	0.4
皮革工	1	0.4
印刷工	1	0.4
営業マン	1	0.4
その他	61	26.5
不明・NA	25	10.9

図-5 日本語の読解力

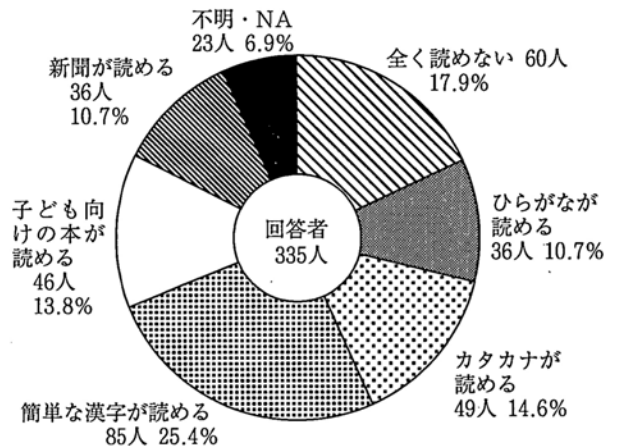
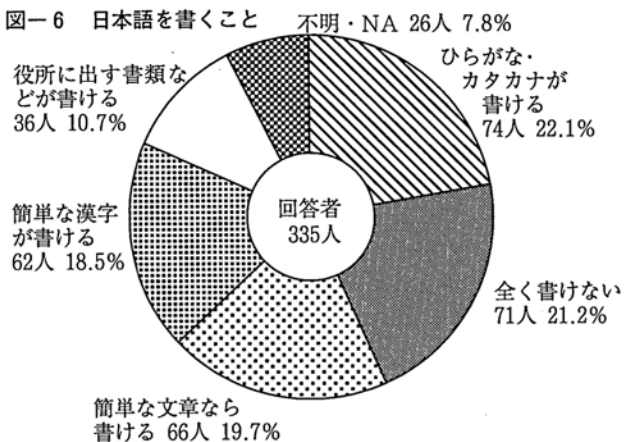


図-6 日本語を書くこと



る」二二・七%、「全く問題がない」一一・九%という状況で、「全く話せない」は六・〇%にとどまった(図14)。日本語による会話力は滞り期間と比例することも明らかとなっている。

その一方、「日本語を読めるか」については(図15)のとおりで、その状況は多様である。「全く読めない」一七・九%の人々は日本語による文字情報から遮断されることになる。日本語の読解力は滞り期間や在留資格による差はほとんどない。このことは、「日本語を書けるか」の回答(図16)に通じ、これらは、単に生活の中で覚えるというよりは学習によって身につけるといことから生じる状況だと考えられる。

以上のことは、後ほどさらにふれるが、社会に流通する文字情報の受け手として、またさまざまな日本のサービスを利用する際の手続き上、ハンディキャップを有していることとらえることができる。

② 「はたらくこと」の問題ー仕事・収入

生活基盤のひとつである収入だが、本調査では六八・六%が就労による収入を得ていた。就労していない理由は、「専業主婦」三三・九%、「失業・求職中」二〇・〇%が多いが、不明・NAも二九・五%ある。雇用形態は、「パートタイマー」三四・八%、「アルバイト」一五・七%、「日雇い労働」一四・三%と不安定な身分が、「正規従業員(社員)」三〇・九%を大きく上回っている。労働時間は日本人の標準である八〜十時間未満が五二・二%、週五〜六日が七一・七%である反面、深夜労働を「時々」または「している」人は二二・七%にのぼる。

職種は(表13)のとおりだが、六四・八%の人が転職経験をもっている。その理由は「同じ仕事をして給料が日本人に比べ安い」二六・二%、「外国人だからと差別的な扱いを受けることがある、また感じる」二三・五%、「肉体的疲労が激しい」二〇・八%、「精神的な疲労が激しい」一六・八%、「作業環境が悪い」一六・一%に加え、「残業が少ない」「正規従業員になれない」「契約内容と実際の違い」「給料未払い」「その他(解雇)」があげられる。現在の職場に対する不満や困ったことにも同様の傾向がある(表14)。

また労働災害に二七・二%の人があつており、その際「労災保険が適用された」「雇用主が全額払った」は三〇・三%だが、「自費で払った」「家族が払った」「解雇された」「友人に借りて払った」等が五〇・八%にも及ぶ。

就労環境の悪さが読み取れる。

③ 「すまい」の問題

生活の拠点となる住居の種類は「賃貸住宅・アパート」三七・九%、「公営住宅」一七・〇%、「雇用主が用意したアパート」一三・七%となっている(図17)。

インドシナ三国出身者や中国帰国者は公営住宅に入居できるので、「公営住宅」と回答した人の在留資格は「永住者」「定住者」「日本国籍」が八〇%を占める。

多くが「賃貸住宅・アパート」で暮らし、広さは「二DK以下」が約六五%、中でも

表14 転職理由と職場の不満など

	転職理由 (複数回答、149人=100%)		職場の不満 (複数回答、73人=100%)	
	回答数	%	回答数	%
給料を払ってくれない	12	8.1	3	4.1
同じ仕事をして給料が日本人に比べ安い	39	26.2	12	16.4
残業が多い(労働時間が長い)	10	6.7	3	4.1
残業が少ない(給料が安くなった)	23	15.4	14	19.2
残業してもその分の賃金が支払われない	10	6.7	6	8.2
税金が高い	10	6.7	4	5.5
肉体的疲労が激しい	31	20.8	17	23.3
精神的な疲労が激しい	25	16.8	12	16.4
作業環境が悪い	24	16.1	8	11.0
一生懸命仕事をしてても正規従業員にはなれない	17	11.4	9	12.3
危険をともなう作業	16	10.7	7	9.6
社会保険に加入できない	6	4.0	9	12.3
職場の人間関係がうまくいかない	13	8.7	11	15.1
仕事内容がつまらない	16	10.7	9	12.3
休日・休暇が少ない、またとれない	10	6.7	3	4.1
給料や労働時間など契約内容と異なるところがある	17	11.4	5	6.8
外国人だと差別的な扱いを受けることがある、また感じる	35	23.5	21	28.8
性的いやがらせ・暴力的行為をうける	4	2.7	2	2.7
その他	34	22.8	3	4.1
不明・NA	9	6.0	23	31.5